⑺ Qualification for participating in the tendering procedures: Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall have been qualified through the examination of qualifications by JAPAN POST BANK Co., Ltd. for participating in tenders for manufacturing or purchasing equipment.

⑻ Contact Point for the notice: Yoshikazu Nomura, General Administration Department, Corporate Service Unit, JAPAN POST BANK Co., Ltd. 4―2 Kasumigaseki, 1-Chome Chiyoda-ku, Tokyo 100―0013, Japan. TEL 03―3504―4620

入札公告の訂正

平成22年３月24日（号外政府調達第55号３、４ページ）掲載「中小企業倒産防止共済システム機能追加業務」の入札公告について、次のとおり訂正します。

平成22年４月６日
独立行政法人中小企業基盤整備機構
分任契約担当役
総務部調達・管理グループ長　阿久津光雄
◎調達機関番号　598　◎所在地番号　13

２⑸中「官公庁等の公的機関、独立行政法人、民間の金融機関（銀行・保険会社等）、年金・共済事業等についてシステム開発及びシステム移行の実績を有すること。」を「官公庁等の公的機関、独立行政法人、民間の金融機関（銀行・保険会社等）及びその他の年金・共済事業等のいずれかのシステム開発及びシステム移行の実績を有すること。」

５⑹②中「Are registered for the category of “rendering services, etc.” and also graded A in the qualification examination for participating in tenders in FY2008, 2009 and 2010.」を「Are registered for the category of “rendering services, etc.” and also graded A or B in the qualification examination for participating in tenders in FY2008, 2009 and 2010.」

５⑹⑤中「Government and other public institutions, independent administrative corporations, private financial institutions (banks, insurance companies, etc.), pension and mutual aid operations that have a track record for system development and system migration」を「Government and other public institutions, independent administrative corporations, private financial institutions (banks, insurance companies, etc.) that have a track record of systems development and system migration projects, such as any other pension and mutual aid.」にそれぞれに訂正します。

入札公告の訂正

平成22年３月24日（号外政府調達第55号４、５ページ）掲載「小規模企業共済システム機能追加業務」の入札公告について、次のとおり訂正します。

平成22年４月６日
独立行政法人中小企業基盤整備機構
分任契約担当役
総務部調達・管理グループ長　阿久津光雄
◎調達機関番号　598　◎所在地番号　13

２⑸中「官公庁等の公的機関、独立行政法人、民間の金融機関（銀行・保険会社等）、年金・共済事業等についてシステム開発及びシステム移行の実績を有すること。」を「官公庁等の公的機関、独立行政法人、民間の金融機関（銀行・保険会社等）及びその他の年金・共済事業等のいずれかのシステム開発及びシステム移行の実績を有すること。」

５⑹②中「Are registered for the category of “rendering services, etc.” and also graded A in the qualification examination for participating in tenders in FY2008, 2009 and 2010.」を「Are registered for the category of “rendering services, etc.” and also graded A or B in the qualification examination for participating in tenders in FY2008, 2009 and 2010.」

５⑹⑤中「Government and other public institutions, independent administrative corporations, private financial institutions (banks, insurance companies, etc.), pension and mutual aid operations that have a track record for system development and system migration」を「Government and other public institutions, independent administrative corporations, private financial institutions (banks, insurance companies, etc.) that have a track record of systems development and system migration projects, such as any other pension and mutual aid.」にそれぞれに訂正します。

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

平成22年４月６日
国立大学法人秋田大学長　吉村　　昇
◎調達機関番号　415　◎所在地番号　05

○第１号

１　工事概要等
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　秋田大学（医病）病棟改修その他機械設備（空調）工事（電子入札対象案件）
⑶　工事場所　秋田県秋田市広面字蓮沼44―２　国立大学法人秋田大学本道団地構内
⑷　工事概要　本工事は秋田大学附属病院（鉄骨鉄筋コンクリート造地上８階地下１階建、延べ面積35,863㎡、敷地面積165,552㎡）の改修（改修延べ面積約20,000㎡）に伴う機械設備（空調）工事の施工を行うものである。
⑸　工期　契約締結日の翌日から、平成25年１月25日まで。
⑹　本工事は、競争参加資格確認申請書（以下、「申請書」という。）、工事施工についての「ＶＥ提案とＶＥ提案に基づく施工計画」及び「工事全般の施工計画」（以下、「技術提案書」という。）等について記述した競争参加資格確認資料（以下、「資料」という。）を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式を実施する工事である。
⑺　本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）」に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
⑻　本工事においては、申請書及び資料の提出、入札等を文部科学省電子入札システムにより行う。なお、文部科学省電子入札システムにより難いものは、国立大学法人秋田大学長（以下、「学長」という。）の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。
　また、関連する建築・電気・機械（衛生）・エレベーター設備工事は別途済又は発注される予定である。
２　競争参加資格
次に掲げる条件を全て満たしている者であること。
⑴　国立大学法人秋田大学契約事務取扱要領（以下、「契約要領」という。）第４条及び第５条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人の場合は、契約締結のために必要な同意を得ていること。
⑵　文部科学省における管工事に係る平成21・22年度の一般競争参加資格の認定を受けていて（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、一般競争参加審査の再認定を受けていること。）かつ、「一般競争参加者の資格」（平成13年１月６日文部科学大臣決定）第１章第４条で定めるところにより算定した点数（一般競争（指名競争）参加資格認定通知書の記２の点数）が1,100点以上であること。
⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
⑷　技術提案書に記載する「工事全般の施工計画」の技術的所見が適正であること。
⑸　平成12年度以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した次の基準を満たす工事を施工した実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）
　延べ面積12,000㎡以上の総合病院の新営又は改修に伴う機械設備（空調）工事
⑹　次に掲げる基準を満たす監理技術者を当該工事に専任で配置できること。
①　１級管工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、これらと同等以上の資格を有する者として国土交通大臣が認定した者であること。
②　平成12年度以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した上記２⑸①に掲げる同種工事の施工経験を有する者であること。（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20％以上の場合に限る。）
③　監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。